



平成 27 年 10 月 19 日

各 位

会 社 名 : 株 式 会 社 ト ー カ イ
代 表 者 名 : 代 表 取 締 役 社 長 小 野 木 孝 二
(コード番号 : 9729 東 証 第 一 部)
問 合 せ 先 : 専 務 取 締 役 白 井 忠 彦
(電話番号 : 058-263-5111)

当社子会社における訴訟の終了及び特別利益発生に関するお知らせ

当社の連結子会社である、クリーニング設備の製造及び販売等を行う株式会社プレックス（代表取締役 森本嘉彦、本社 香川県高松市、以下「プレックス」という）が、デンマーク法人イエンセン デンマーク アクティール ゼルスカブ（以下「イエンセン」という）と共同で、東都フォルダー工業株式会社（以下「東都フォルダー工業」という）を被告として特許権侵害差止等請求訴訟（平成 22 年(ワ)第 17810 号）（以下「本件訴訟」という）を東京地方裁判所に提起しておりました件について、東都フォルダー工業が、平成 26 年 12 月 18 日付にて上告の提起及び上告受理の申立てを行っておりましたが、最高裁判所より上告を棄却する旨及び上告審として受理しない旨の決定がなされ、これをもって、知的財産高等裁判所より平成 26 年 12 月 4 日に言い渡された控訴審判決が確定し、本件訴訟は終了いたしました。これに伴い、特別利益が発生する見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決定のあった裁判所及び年月日

裁判所：最高裁判所

決定日：平成 27 年 7 月 17 日

2. 決定に至るまでの経緯

プレックスとイエンセンは、東都フォルダー工業が製造販売するスプレッダーフィーダーが、イエンセンが有し、プレックスが日本における専用実施権の設定を受けている特許権（注）を侵害するとして、平成 22 年 5 月 17 日付で東都フォルダー工業に対し、製造販売の差止及び損害賠償を請求する訴訟を提起いたしました。

その後、当該特許権の存続期間満了（平成 25 年 1 月 28 日）に伴い、損害賠償支払いのみの判決を求める訴えの変更申立てをしております。

平成 25 年 9 月 25 日に、プレックスとイエンセンの請求を認容する旨の第一審判決が東京地方裁判所より言い渡されました。これに対し、東都フォルダー工業は当第一審判決を不服として知的財産高等裁判所に控訴しておりましたが、平成 26 年 12 月 4 日、知的財産

高等裁判所は、第一審判決に続きプレックスとイエンセンの特許侵害の主張を認め、東都フォルダー工業に対し、プレックスとイエンセンに損害賠償金を支払うよう命じる旨の判決を下しました。

東都フォルダー工業は、当第二審判決を不服として、最高裁判所に上告及び上告受理申立てを行っておりましたが、平成 27 年 7 月 17 日、最高裁判所は上告を棄却する旨及び上告審として受理しない旨の決定をし、これをもって、プレックスとイエンセンの勝訴が確定いたしました。

(注) 特許番号 第 2690256 号

アイロンローラなどの洗濯処理ユニットへフラットワーク物品を供給するための装置

3. 決定の内容

最高裁判所の決定の内容は以下のとおりです。

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

4. 特別利益の計上について

最高裁判所の決定により本件訴訟が終了した後、プレックスとイエンセンの間において、損害賠償金額についての協議を重ねておりますが、平成 27 年 10 月 19 日時点において、以下のとおり特別利益が発生する見込みとなりましたので、お知らせいたします。

(1) 特別利益見込み額

損害賠償金等 合計 2 億 41 百万円

(2) 発生の時期

平成 28 年 3 月期第 2 四半期に計上予定

以 上

【お問合せ先】

ランドリー業界関係 株式会社プレックス 管理グループ TEL087 (882) 6501

I R 関係 株式会社トーカイ 経営企画部 TEL058 (263) 5111